均等割額 46,003円 所得割額

(前年中の総所得金額等(※) - 33万円) × 9.14%

=平成25年度保険料額(最高限度額55万円)

※総所得金額等=収入額-控除額(公的年金等控除額、 給与所得控除額、必要経費) ◇ここでいう控除額は、所 得控除(社会保険料控除・扶養控除等)は含みません。

まり 投送的遊のおげ

表と、均等割額の軽減				
軽減の割合	平成 24 年中の総所得金額			
9割軽減	33 万円以下であり、なおかつ被保険者全 員の所得が 0 円(年金所得は控除額を 80 万円として計算)			
8.5 割軽減	33万円以下(本来7割軽減だが、軽減措			
(7割軽減)	置により 8.5 割軽減となる)			
5 割軽減	33 万円+ 24.5 万円×被保険者数(被保 険者である当該世帯主を除く)以下			
2割軽減	33万円+(35万円×被保険者数)以下			

証フ

を月

送下

付旬

一用おじ者帯同一人◆ 定所 一均の所 りての主 軽表所と世等軽得 得 減2得被帯割 低の 低の に 険世 し い の 軽減 か額 る

 \mathcal{O} ◆ 提 者 限示証8被度しを月保 世認限示証 が帯 額で医療 1日 日本 で 機 が で 機 が に 機 か 証 対 員 証 額 (全員 象で すが さ関 ら **標**いだ。 **添**など。 住 民 新 稅 のい 担額 窓被 時非 期課 口 保 は税

で険

保 険者

ま新 すし LI

保険料を納めることが経済的に 困難な場合には、申請によって保 険料の納付が免除または猶予され る制度があります。

国民年金保険料の免除

①全額免除・一部納付申請

本人・世帯主・配偶者の前年所 得が一定額以下の場合には、申請 により保険料の納付が全額免除ま たは一部納付となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の人で本人・配偶者 の前年所得が一定額以下の場合に は、申請により保険料の納付が猶 予されます。

この他、会社を退職した人、震 災・風水害などの被害を受けた人 は、所得に関係なく該当する場合 があります。

なお、保険料を未納のまま放置 すると将来の老齢基礎年金や障害 基礎年金、遺族基礎年金を受け取

住民保険課からの

問合せ

MW M

後

者

 σ

保

す険のが 除料に 料人い75 額にで歳 決 `認以 0 定後定上 い 通期さま 7 知高れた 書齢たは を者65 送医歳定 り療以の

ま保上障 ◆ は額金控所 が収除得2入額(の33総

の人(基人金年礎

ではより均等割額が ではより均等割額が では、では、 でいるがのをが、 でいるがのとが、 でいるが、 でいるがのとが、 でいるがのとが、 でいるがのとが、 でいるがのとが、 でいるがのとが、 でいるが、 で ず た組協被減 が

※ 1 ◆

よ引

き

9 軽人合会用

b

がに変いない (別徴収)

(**・ 支払方法** ・ のとおり ・ 平成25年

て

す

· 度

保

険

料

は、

図

6)害 の が保が 得 困の が で険 難な き料 著 るの な場 場 場 減 しし 合 合免がを 減 し、 は、 少

収払納②更る

普で振

通の替

徴支や

あ受申に

りけ請よ災

合 ることができない場合があります ので、必ず保険料を納めるか、納 めるのが困難な場合は保険料免除

▷問合せ 住民保険課(☎766

- 8700)、尼崎年金事務所(☎ 06 - 6482 - 4591)ത്തെയാതയാ

などの申請をしてください。

電子申請書の発行・ 執行サービスの停止

7月29・30日は、認証局の電 子証明書発行・失効サービスの停 止のため、窓口での発行および失 効業務が実施できません。

ただし、パスワード変更・初期 化・ロック解除、鍵ペアおよび電 子証明書の消去、ICカード診断 は実施します。

なお、7月26~31日まで、 JPKI ポータルサイト (www.jpki. go.jp) 内のオンライン窓口が利 用できません。

一い続定8 高員全員が 記記 定送付しま 持 \Box 。保に以在険は降、 険者 証 新 引 額 としき認

課れの にて人世緒減き証月申いで帯に額対を1 。民請非 保を課

請な減 い住申税 さ税

「柔道整復、鍼灸、あん」を強重をでとなり、入院時度額までとなり、入院時度額までとなり、入院時度のでも減額さられても減額さられても、 「」 . 来にで減せ、額 医 度 療機 谪 関ごとに を 提 標 示 がすること マまのた 月 ツす食限外間と額

(**☎** 766 − 8700)

す

人次

八は、特に口座に外の要件を全て対

振 満

替た

表 1 平成 25 年度税率・額				
区分	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	
a. 所得割 基準総所得金額等 (前年中の総所得金額-33万円)×税率	6.3%	1.8%	2.0%	
b. 資産割 固定資産税相当額×税率	16.0%	2.0%	2.0%	
c. 均等割 国保加入者 1 人あたり	30,800円	8,200円	11,200円	
d. 平等割 1 世帯あたり	25,700円	7,000円	5,400円	
課税限度額(最高限度額)	51 万円	14 万円	12万円	
※a~dの合計額が1年間の保険税額				

すか

え 置 \mathcal{O}

لے

きお

とり

な前

り年

ま度

金天引きについ

°ら表い成ます。 据1**て25**す。

保

険

税

率に

※介護分は40~64歳の国保加入者がいる世帯のみ課税

い了て判者被期軽

な険徴い を金の別国年保65 な年保対帯受主74い金険象主給が歳 2税保険場合 の合帯の 上② 1 計主特 ③ の 国

通務

納知者加

(は、第1) る各世

金公の登り

引年え

いき)により2つもの申し出がな

保別な

書と入

す月帯

上主

旬を

に納

納税義

しす

玉

康保険

の

保険税

期

期

分

い

ただくことに

限は、り

5日) まで月末払いから第9期(平1

い成

い成 の267

9年月

ます

帯主

玉玉

保保

加に

|八者が全|

 \mathcal{O}

 \Box 営

祝

の 納付が 場合 な場合

らま減がない。なる類がは す額難い災。がし事害 納税通知書が か認められること 事情により国保税事情により国保税 でに住民保険課知書が届いたい国保税の納付いまかあり

が 컞

納

期

限

業

 \Box に

世わ人

帯らの

主ず加と、入

な納の

が険の わ Ö す

定 保高減国 を行う の険齢判保 該当してから5 が終了した後も いて、その軽減期関 に、平等割が半額 に、平等割が半額 が終了したが期限を切 者定のの 所得 得(医のの均療際に対象に対象 軽減措 び同険 `割 人一に国と数世移保平 玉 て特 引定 ക്ക ペす受ド皆がワ民

住外 民基本台5 帳の力

Ĕ

無住

料基

撮力

ド用 サ

0

ビ顔ス写

「顔写真

影

一(住基カーに対している)はあれている。 け 1の -ジを1 れ 参は、 る よう 本 ムまが1の用ト住

行のの付 明同い無普き 書力ま料及住月 す撮を民1 を住民保険理 基本台帳カート 日から 。影 ては、 使公 えまれ す身 で真 。分

継年にれ

(※1) **特定世** で残る人が1-に残る人が1-世帯。 の世3 帯にな (<u>*</u> 2 た。 世 そ保が**世**の険75帯 人だ 世 たけ世に歳 に帯移に 玉 でありになりに Ш な \supset

高齢受給者証

にに効証に 送有期は発70 付効限。 71 続 付しる Ψ さか まな迎成れら するえ25て74 ^K加入者 月月日に 旬降有

再

申

請を 滞

してく さ

っく いだ

険税を

れ

る

交付、

れ

な

場

合

あ

Ŋ

相談

くだ

さ

納期限までに住民保

にの続 な1の3 ま軽年 い し 減 を 受 し た 。 受け平 . られ割 るが よう

た保た後加

な ○特 て 5年 定継続 °年 経 過帯 た特

峝 . の 世 帯

を送付. ます 後定

又払いが限告が定証を医療が度額適用 限度額適用 限度 さ同必持い民保 とい課要し 。保険 度に療 度高

更新

準 度 定証の高限度額適

-10 -